1. 計画の改定にあたって

1-1 計画改定の背景

和泉市(以下「本市」という。)では、都市・生活型公害や廃棄物問題の克服及び地球温暖化*をはじめとするグローバルな環境問題に対応するため、平成 11 (1999) 年に「和泉市環境基本条例」を制定し、平成 13 (2001) 年には和泉市環境基本条例の基本理念に基づき「和泉市環境基本計画」を策定しました。また、平成 23 (2011) 年には第2次和泉市環境基本計画(以下「2次計画」という)を策定し、本市では、この2次計画に基づき環境行政を推進してきました。

2次計画は、本市の環境関連の施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2(2020)年度を目標年度として、様々な取組みの実施を定めていました。

しかし、2次計画の策定から 10 年が経過し、環境問題はますます複雑・多様化しており、これらの対応が急務となっています。

近年の大きな課題となっている脱炭素*社会への移行や、循環型社会*の形成、自然共生社会^{*}の構築などの社会的な要請に対応することを目指して改定するものです。また、同時に、国の第五次環境基本計画にも示されている「SDGs*の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化」する取組みを地域で推進し、本市における環境・経済・社会のそれぞれの課題に対し、統合的に対応することを目指します。

さらに、計画に掲げた目標年次となり、これまでの取組みについて振り返るとともに、本市 を取り巻く環境問題に対応した総合的な取組みについて検討が必要となっています。

以上のことから、市民の皆さんや和泉市環境基本計画専門部会及び和泉市環境審議会での意見を踏まえ、「第3次和泉市環境基本計画」(以下「本計画」という。)として、市民等・事業者・市の協働のもと、広範多岐にわたる環境問題により効果的な取組みが実施できるよう、計画の改定を行いました。

■環境関連の主な取組み(国際社会 国・府 和泉市)

年	国際社会	国・府	和泉市
	・「地球サミット」開催		
平成4年	・「アジェンダ 21」採択	·「自動車 NO _X 法」制定	
(1992年)	・「環境と開発に関するリオ宣言」採択	・「バーゼル法」制定	
	·「生物多様性*条約」採択		
平成5年	・「ラムサール条約第 5 回締約国	・「環境基本法」制定	
(1993年)	会議(COP*5)」(釧路)開催	・「アジェンダ 21 行動計画」決定	
平成6年	·「砂漠化対処条約」採択	・「環境基本計画」策定	
(1994年)	・「国際熱帯木材協定」採択	・「大阪府環境基本条例」制定	
平成7年 (1995年)	・「気候変動枠組条約第 1 回締約 国会議(COP*1)」(ベルリン)開催	・「容器包装リサイクル*法」制定	
		・「生物多様性*国家戦略」策定	
		·「大阪府地球温暖化*対策地域推進計画」策定	
亚出口在	・「ISO14001*」発行		
平成8年	「ロンドン海洋投棄条約議定書」	·[大阪府環境基本計画] 策定	・「いずみの清流いきいきプラン」策定
(1996年)	採択		
平成9年	·「気候変動枠組条約第3回締約		
(1997年)	国会議(COP*3)」(京都)開催	・「環境アセスメント法」制定	·「第3次和泉市総合計画」策定
	・「京都議定書」採択		
平成 10 年		·「地球温暖化*対策推進法」制定	
(1998年)		・「家電リサイクル*法」制定	
平成 11 年		・「ダイオキシン特別措置法」制定	・「和泉市環境基本条例」制定
(1999年)		·「化学物質排出把握管理促進法」制定	・「和泉市緑の基本計画」策定
		・大阪府 ISO14001*の認証取得	・相が市場の至本計画」来た
		·「循環型社会*形成推進基本法」制定	
		・「建設リサイクル*法」制定	
平成 12 年	・「第4回アジア・太平洋環境と 開発に関する閣僚会議(ESCAP 環境大臣会議)」(北九州市)開催	・「グリーン購入*法」制定	・「和泉市生活環境の保全等に関する条
(2000年)		・「食品リサイクル法」制定	例」制定
(2000 4)		・「(第二次) 環境基本計画」策定	・「和泉市都市計画マスタープラン」策定
		·「大阪府地球温暖化*対策地域推進計画」改定	
		・「エコエネルギー都市・大阪計画」策定	
平成 13 年	・「残留性有機汚染物質ストック ホルム条約」採択	・「環境省」設置	・「和泉市環境基本計画」策定
(2001年)		・「フロン*回収破壊法」制定	・ISO14001*の認証取得
(2001 1)	11.12 — N. 11.0	・「自動車 NO _x ・PM 法」制定	・1001年001 の対応部に4文代
	・「ヨハネスブルグ・サミット」 開催 ・「持続可能な開発に関するヨハ ネスブルグ宣言」採択	・「京都議定書」批准	·「和泉市地球温暖化*対策実行計画」策定
			・「いずみ環境くらぶ」発足
平成 14 年 (2002 年)		・「土壌汚染対策法」制定	・「和泉市環境人材プログラムバンク」
		·「新·生物多様性*国家戦略」策定	設置
		・「大阪 21 世紀の環境総合計画」策定	・「いずみの清流いきいきプラン」(見
- D 4 5 6		・八級と「世紀の永光心日町国」未足	直し版)策定
平成 15 年	・「第3回世界水フォーラム」(京	・「産廃特措法」制定	・「和泉市地域新エネルギー*ビジョン」
(2003年)	都・大阪・滋賀)開催		策定
平成 16 年	・「ISO14001*/2004」発行	·「外来生物法」制定	
(2004年)		·「環境配慮促進法」制定	
		· 国土交通省「環境行動計画」発行	
		・京都議定書目標達成計画の閣議決定	
平成 17 年		・チーム・マイナス 6 %運動	
(2005年)	・「京都議定書」発効	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」制定	
		·「大阪府地球温暖化*対策地域推進計画」改定	
- 5 45 4		・「容器包装リサイクル*法」改正	
平成 18 年		・「アスベスト新法」制定	
(2006年)		·「第三次環境基本計画」策定	
		・「エコツーリズム推進法」制定	·「第4次和泉市総合計画」策定
平成 19 年		・「第3次生物多様性*国家戦略」策定	·「第4次和泉市総合計画」東定 ·「第二次和泉市地球温暖化*対策実行
(2007年)			· 「
			・「和泉市環境基本計画」中間見直し実施

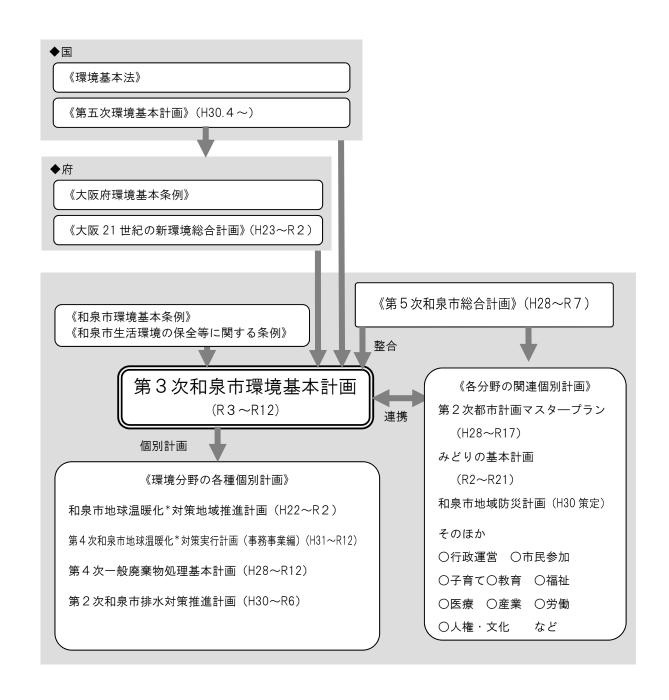
年	国際社会	国・府	和泉市
平成 19 年 (2007 年)		・「エコツーリズム推進法」制定 ・「第3次生物多様性*国家戦略」策定	・「第4次和泉市総合計画」策定 ・「第二次和泉市地球温暖化*対策実行計画」策定 ・「和泉市環境基本計画」中間見直し実施
平成 20 年 (2008 年)		·「生物多様性*基本法」制定 ·「第8次大阪地域公害防止計画」策定	
平成 21 年 (2009 年)	・「国際自然エネルギー機関 (IRENA)」設立 ・「ESD*世界会議(ボン)」開催	・チャレンジ 25 キャンペーン・大阪府独自の環境マネジメントシステム*を運用・「大阪府グリーンニューディール基金条例」制定	
平成 22 年 (2010 年)	·「生物多様性*条約第 10 回締約 国会議(COP*10)」(名古屋)開催	·「生物多様性*保全活動促進法」	·「和泉市地球温暖化*対策地域推進計 画」策定
平成 23 年 (2011 年)		・「再生可能エネルギー*特別措置法」施行 ・「大阪 21 世紀の新環境総合計画」策定(府)	·「第2次和泉市環境基本計画」策定
平成 24 年 (2012 年)		・「第4次環境基本計画」策定(国) ・生物多様性*国家戦略 2012-2020 閣議決定 (国) ・「再生可能エネルギー*特別措置法(FIT 法)」制定(国) ・「小型家電リサイクル*法」制定(国) ・「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」制定	
平成 25 年 (2013 年)		・「第3次循環型社会*形成推進基本計画」策定(国) ・「水銀に関する水俣条約」採択(国) ・「大阪府環境教育行動計画」策定(府)	·「第三次和泉市地球温暖化*対策実行 計画」策定
平成 26 年 (2014 年)		・「エネルギー基本計画」策定(国) ・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律改正(国) ・おおさかエネルギー地産地消*プランの策定(府)	·「和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬 等の愛玩動物のふんの放置を防止す る条例」制定
平成 27 年(2015 年)	・パリ協定*採択(COP*21) ・2030 アジェンダ(SDGs*)採 択	・「気候変動の影響への適応計画」策定(国) ・「おおさかヒートアイランド対策推進計画」策定 ・「建築物省エネ法」制定	
平成 28 年(2016 年)	・パリ協定*発効 ・世界経済フォーラム(ダボス会 議)にて海洋ごみに関する報告 書を発表	・「地球温暖化*対策計画」策定(国) ・「SDGs*推進対策本部」立ち上げ(国) ・「大阪府森林環境税」創設(府) ・「大阪府循環型社会*推進計画」改定(府)	 ・「第5次和泉市総合計画」策定 ・「第2次和泉市都市計画マスタープラン」策定 ・「第2次和泉市環境基本計画」中間見直し ・「第4次一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 29 年 (2017 年)		・「大阪府地球温暖化*対策実行計画」改定(府) ・「文化芸術振興基本法」改正(国) ・「再生可能エネルギー*特別措置法(FIT法)」改正 (国)	・「和泉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行催促」制定」
平成 30 年 (2018 年)	・IPP 総会にて「1.5℃特別報告書」 公表	・「第5次環境基本計画」策定(国) ・「第5次エネルギー基本計画」策定(国) ・「気候変動適応法」制定(国) ・「気候変動適応計画」策定(国) ・「気候変動適応計画」策定(国) ・「第四次循環型社会*形成推進基本計画」策定(国)」 ・「大阪21世紀の新環境総合計画」策定(府) ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」改正 ・「建築基準法」改正	「和泉市一般廃棄物の搬入に係る協力 金に関する条例」制定
令和元年 (2019 年)		 ・「パリ協定*に基づく成長戦略としての長期戦略」策定(国) ・「文化財保護法」改正(国) ・「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律*(森林環境税法)」制定(国) ・「森林環境譲与税*」施行 	·「第4次和泉市地球温暖化*対策実行計画(事務事業編)」策定
令和2年 (2020年)		 ・新学習指導要領スタート (小学校 2020 年度 ~、中学校: 2021 年度~、高等学校: 2022 年度~) ・「森林環境税」施行 (2024 年度~) ・菅首相、2050 年までに脱炭素*化実現を表明 	·第3次和泉市環境基本計画」策定(令和2(2020)年度)

1-2 計画の目的

本計画は、和泉市環境基本条例の基本理念に基づき、すべての市民が、自然と共生し環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現を目指して、環境の保全に関する取組みを進めるためのものです。

1-3 計画の位置付けと役割

本計画は、和泉市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、国の環境基本計画や本 市のまちづくりに関する最上位計画である「第5次和泉市総合計画」などの上位計画と整合性 を図り、環境の保全・創造などに関する各種計画と連携し、本市における環境行政を総合的・ 計画的に進めるための計画として位置付けます。

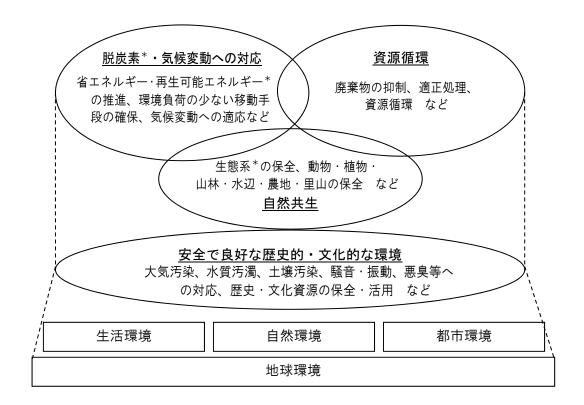


1-4 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境は、和泉市環境基本条例の考え方に基づき次の通りとします。

【対象地域】

和泉市全域(広域での取組みが求められる施策については、必要に応じ他地域との連携を図ります)。



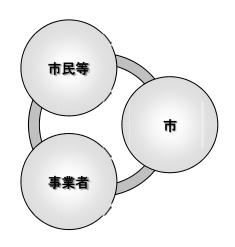
<参考>環境要素についての記載

- ●和泉市環境基本条例(第7条)
 - (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、すべての市民の健康を保護し、及び生活環境の保全を図ること。
 - (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により生態系*の保全を図るとともに、河川等の水辺地、山林地、農地、里山その他の自然環境の保全を図ること。
 - (3) 緑化の推進、環境に配慮した秩序ある住環境の創出、清らかな水環境の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、安全で良好な都市環境の形成を図ること。
 - (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、地球環境の保全に資する社会を構築すること。

1-5 計画の対象となる主体

本計画を推進するのは、「市民等(市民及び NPO、自治会などの団体)」「事業者」「市」であり、これら3つの主体の協働により計画を推進していきます。

そして、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するのは、本市に暮らし働く人々及び市外から観光などで訪れる人々なども含みます。



1-6 計画の期間

良好な環境の形成には、長期的視野が必要です。そのため、長期的な目標時期としては 21世紀半ば(2050年)とします。

第3次和泉市環境基本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、10年後の令和12(2030)年度を計画期間とします。ただし、環境面においては、社会的な動きも速いことから、概ね計画策定後5年を目処として、社会情勢の変化に応じて計画を見直し、更新します。

